

越谷市景観条例 事前協議に係る添付書類

①建築物の建築等、工作物の建設等の場合

※景観計画区域内における行為の変更に係る事前協議については、変更が生じる書類のみを添付してください。

添付書類	内容	縮尺（目安）
案内図	建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面	2,500分の1以上
周辺の写真 （2枚以上）	計画地を含めた周囲の風景が分かるカラー写真 ※案内図又は配置図に、写真を撮影した位置と方向がわかるよう図示してください。	—
配置図	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示し、敷地に接する道路の位置、幅員、敷地境界線を明示してください。配置及び形状、設備機器、外構と緑化に対する配慮事項がわかるようにしてください。 ※緑化計画図、照明計画図、イメージ図等があれば添付してください。	100分の1以上
立面図	建築物又は工作物の外観のすべてを表示する面数の立面図で、屋根、外壁等の色彩を、JIS Z8721に定める色相、明度及び彩度の3属性の値（マンセル値）で表示してください。	50分の1以上
委任状 （必要に応じて添付）	代理者が手続きを行う場合は、委任状が必要となります。 ※景観手続きには、事前協議（越谷市景観条例に基づく）、届出（景観法に基づく）、完了報告（越谷市景観条例に基づく）等がございます。そのため、手続きごとに委任が必要となりますので、ご注意ください。 なお、以下に示す例文が記載された委任状であれば、一連の手続きを1つの委任状で取扱うことができますので、参考としてください。 例) 景観法及び越谷市景観条例に基づく手続きの一切を委任します。	—

※図面等はA4版に折り込み、左綴じとしてください。

②開発行為、土地の形質の変更（農地を駐車場等とするもの）、屋外の物件等の堆積（資材置場）の場合 景観条例に基づく事前協議は不要です。

必要部数 正本・副本 各一部（副本は審査後にお返しします）

問合せ先 越谷市役所 都市計画課
住 所 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
TEL 048-963-9221（直通）
メール toshikei@city.koshigaya.lg.jp